

平成18年10月13日
経済産業省

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案について

経済産業省では、ガス瞬間湯沸器の事故等への対応を踏まえて製品安全対策に係る総点検結果を平成18年8月28日にとりまとめたところです。

本とりまとめにおいては、ガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダー事故等において、行政に事故情報が報告されていないことにより、行政による対応に遅れが生じたこと等が指摘されました。また、消費者が自ら危険を回避するために必要な情報を消費者に対して提供することが強く求められております。

こうしたことを踏まえ、事故報告を製造事業者等に義務づけるため、現行法の改正案である「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」を本日閣議決定し、第165回臨時国会に提出することとなりました。

1. 法律案の概要

(1) 重大製品事故についての報告義務

製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告を義務づけることとする。

①対象範囲：一般消費者が生活に使う製品全般を対象とする。

※自動車、医薬品等、他の法律によって厳格な安全規制が行われている製品を除く。

②事故範囲：死亡、身体欠損、一酸化炭素中毒等が生じた事故、火災等を対象とする。

③報告義務違反者に対する情報収集等の体制整備命令を設ける（命令違反者に対しては、懲役1年以下又は100万円以下の罰則を科す）。

(2) 主務大臣による公表

主務大臣は、重大製品事故による危害の発生及び拡大を防止のため必要と認めるときは、製品の名称、事故の内容等を公表するものとする。

(3) 関連事業者の責務等

- ①小売事業者、修理事業者、設置工事事業者に対して、製造・輸入事業者への事故情報の通知に努めることを責務として求めることとする。
- ②販売の事業を行う者に対して、製造・輸入事業者が命じられた回収等危害の発生及び拡大を防止するための措置へ協力すること等を求めることとする。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局消費経済部消費経済政策課

担当者：高見、尾張

電話：03-3501-1511 (内線 4281~5)

03-3501-1905 (直通)

商務情報政策局消費経済部製品安全課

担当者：矢口、南

電話：03-3501-1511 (内線 4301~6)

03-3501-4707 (直通)